

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和 6 年度
計画主体	愛知県刈谷市

刈谷市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担 当 部 署 名 刈谷市産業環境部農政課
所 在 地 愛知県刈谷市東陽町 1－1
電 話 番 号 0 5 6 6－6 2－1 0 1 5
F A X 番 号 0 5 6 6－2 7－9 6 5 2
メールアドレス nousei@city.kariya.lg.jp

- (注) 1 共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には(代表)と記入する。
- 2 被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	カラス（ハシブトガラス・ハシボソガラス）、ハト（カワラバト、キジバト）、ムクドリ、ヒヨドリ、ヌートリア、ハクビシン、アライグマ、タヌキ、キツネ、イタチ
計画期間	令和7年度～令和9年度
対象地域	愛知県刈谷市

(注) 1 計画期間は、3年程度とする。

2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和5年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品 目	被害数値
カラス・ハト等（鳥類）	果樹	22a 2,335 千円
	野菜（麦、豆類含む）	740a 6,163 千円
	水稻	344a 3,520 千円
ヌートリア・ハクビシン等（獣類）	果樹	4a 679 千円
	水稻	57a 587 千円

(注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積（被害面積については、水産業に係る被害を除く。）等を記入する。

(2) 被害の傾向

・カラス類 被害は市内北部・南部地域で発生しており、4、5月には水稻の苗の抜き取り被害、6～10月は果実の食害が散見される。 ・その他の鳥類 被害は軽微であるため、集計がなされていないものの、農家への聞き取りによると、一定数の農作物被害がある。 ・ヌートリア 市内全域の水路・河川付近の田畑で被害が見られるようになっており、今後は被害の拡大が懸念される。 ・ハクビシン 果樹園などを中心に市内全域で被害が報告されている。特にぶどうや梨などの被害が多く報告されている。

・アライグマ

現在、農作物の被害報告は少ないが、市内全域で生息が確認されており、今後、農作物被害の拡大が懸念される。

- (注) 1 近年の被害の傾向（生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等）等について記入する。
2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（令和5年度）	目標値（令和9年度）
カラス・ハト等（鳥類）	1,106a 12,018 千円	940a 10,215 千円
ヌートリア・ハクビシン等（獣類）	62a 1,266 千円	53a 1,076 千円
合計	1,168a 13,284 千円	993a 11,291 千円

- (注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。
2 複数の指標を目標として設定することも可能。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	【カラス、ハト等（鳥類）】 市から猟友会に委託し、銃及び捕獲檻による駆除を行っている。 ・銃による駆除 5～9月中に延べ5日間に数十名で実施する。 ・捕獲檻の設置 5～2月の間に市内3か所へ設置する。 【ヌートリア等（獣類）】 捕獲許可申請に対し、許可証を発行及び捕獲檻の貸出を行っている。	駆除活動を行うと、一時的にカラスが近隣市に逃げ、駆除が終わると再度戻ってくる。 猟友会員数の減少と高齢化に伴い、駆除の実施が困難になりつつあるため、今後に向けて、新たな捕獲従事者の育成が必要である。
防護柵の設置等に関する取組	・防護柵の設置 各農業者が自身で行っている。	地域全体で被害防止対策への取り組みができるよう、地域内による連携が必要である。

生息環境管理その他の取組	市による取組なし	
--------------	----------	--

(注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。

2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。

3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、追上げ・追払い活動等について記入する。

4 「生息環境管理その他の取組」については、緩衝帯の設置、放任果樹の除去、鳥獣の習性、被害防止技術等に関する知識の普及等について記入する。

(5) 今後の取組方針

- ・ 農業者に被害状況の聞き取りを行い、効果的な被害の軽減を図る。
- ・ 地域の状況を踏まえ、カラス捕獲檻の有効な設置場所等の検討を行い、農作物被害の軽減に努める。
- ・ 農作物の放置を避けるなど、圃場に有害鳥獣を誘引しないよう管理の徹底を呼び掛ける。
- ・ 他地域で行われる効果的な取り組みを調査し、導入の検討を行う。

(注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。

(ICT(情報通信技術)機器やGIS(地理情報システム)の活用等、対策の推進に資する技術の活用方針を含む。)

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

【鳥類】

銃による駆除および捕獲檻の設置、管理を猟友会に委託し、市が捕獲許可を行う。

【獣類】

農業者からの捕獲許可申請に対し、市が捕獲許可及び捕獲檻の貸出を行う。

(注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者等の外部団体への委託、わなの見回り補助等による捕獲者のサポート等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。

- 2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。
- 3 捕獲等を推進する上で、被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させる必要がある場合には、そのことについて記入する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
7	カラス・ハト等	・カラス捕獲檻の効果的な運用を検討する。 ・捕獲の先進事例を研究し、効果的な駆除方法の導入検討をすすめる。
	ヌートリア等	・農業被害等が発生した際、捕獲檻の貸出を行う。
8	同上	同上
9	同上	同上

(注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
過去の有害鳥獣捕獲実績を基に推定値により設定する。 【鳥類】 ・銃による駆除は、安全性を考慮すると、活動範囲が限られるため、捕獲数の大幅な増加を求めない。ただし、甚大な被害を及ぼす場合は、駆除の活動量を増やす検討をすすめる。 【獣類】 ・当面の間は、対処捕獲のみとする。

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和7年度	令和8年度	令和9年度
カラス類	250	250	250
ハト類	300	300	300
ムクドリ	20	20	20
ヒヨドリ	5	5	5
ヌートリア	10	10	10
ハクビシン	10	10	10

アライグマ	10	10	10
-------	----	----	----

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

捕獲等の取組内容
【鳥類】 猟友会が5月から9月に銃、5月から2月に市内3か所に捕獲檻を設置して駆除を行う。 【獣類】 農業者からの捕獲許可申請に対し、市が捕獲許可及び捕獲檻の貸出を行う。

- (注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。
- 2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
該当なし

- (注) 被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者による捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
刈谷市	愛知県事務処理特例条例に基づき、愛知県より、鳥獣捕獲許可事務の権限移譲済み。

- (注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号。以下「法」という。）第4条第3項）。
- 2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

該当なし

- (注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。

- 2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
7	なし	なし
8	同上	同上
9	同上	同上

- (注) 侵入防止柵の管理、追上げ・追払い活動等に関する取組等について記入する。

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
7	なし	なし
8	同上	同上
9	同上	同上

- (注) 緩衝帯の設置、里地里山の整備、放任果樹の除去、被害防止に関する知識の普及等について記入する。

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
刈谷警察署 生活安全課	鳥獣駆除に関する指導・助言
刈谷市猟友会	鳥獣駆除の実施
愛知県西三河農林水産事務所 農政課・農業改良普及課	鳥獣駆除に関する指導・助言
愛知県西三河県民事務所 環境保全課	同上

- (注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

(2) 緊急時の連絡体制

本市の主な鳥獣被害は鳥類によるものであり、市民の生命を脅かすような事態は想定していない。突発的に大規模な経済被害が生じた場合は、関係機関に報告する。

【連絡体制・フロー】

- ・市民、通行者等
↓（通報、情報提供）
- ・刈谷市農政課
↓（情報提供）
- ・刈谷警察署、刈谷市猟友会、愛知県西三河農林水産事務所、
愛知県西三河県民事務所

(注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等をフロー図等により記入する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

適切な処理施設において、原則焼却処分とする。

(注) 適切な処理施設での焼却、捕獲等をした現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	捕獲した鳥獣は利用せず、すべて焼却処分するため、該当なし
ペットフード	同上
皮革	同上
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等)	同上

(注) 利用方法ごとに、現状及び目標を記入する。

(2) 処理加工施設の実施

該当なし

(注) 処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等について記入する。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の実施

該当なし

(注) 処理加工に携わる者の資質の向上や、捕獲から搬入までの衛生管理の知識を有する者の育成の取組等について記入する。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

該当なし

(注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。

2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
刈谷警察署	有害鳥獣関連情報の提供、連携を行う。
刈谷市猟友会	有害鳥獣関連情報の提供、連携、捕獲活動を行う。
愛知県西三河農林水産事務所 農政課・農業改良普及課	有害鳥獣関連情報の提供、連携を行う。
愛知県西三河県民事務所 環境保全課	同上
あいち中央農業協同組合	同上
刈谷市果樹組合	同上
刈谷市農業委員会	同上

(注) 1 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。

2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。

3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

編成予定なし

(注) 1 被害状況を勘案し、鳥獣被害対策実施隊を設置する必要があると認める場合は、その設置に関して設置に向けた基本的な方針や検討の状況、設置予定時期等について記入する。

2 鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、鳥獣被害対策実施隊が行う被害防止施策、その規模、構成、農林漁業者や農林漁業団体職員、地域住民等の多様な人材の活用策等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

地域全体による防除に向け、被害防止対策マニュアル、PRパンフレット等を活用しながら、情報提供を推進する。

- (注) 将来的な被害防止対策の実施体制の維持・強化の方針その他被害防止施策の実施体制に関する事項（地域の被害対策を企画・立案する者の育成・確保や現場で対策を実施する者の知識・技術の向上等の被害対策に関する人材育成の取組を含む。）について記入する。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

農業者や農業協同組合等と連携を密に図り、被害状況の把握に努め、防除と捕獲の対策をすすめる。

- (注) 近隣市町村と連携した広域的な被害防止対策等その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。